

## 調査委員会の設置に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、「倫理・懲戒規程」第7条に基づき設置される調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、当法人の対象者による禁止行為の疑いに対し、適正かつ迅速な調査を行うことを目的とする。

### 第2条（設置）

委員会は、対象者に禁止行為の疑いがあるとき、代表理事の提案に基づき、理事会の決議によってその都度設置する。

2 代表理事が2名置かれている場合、委員会の設置提案を含む調査の開始決定については、両代表理事の合意によらなければならない。

### 第3条（構成）

委員会の委員は3名以上とし、次に掲げる者のうちから、事案ごとに理事会の決議により選任する。

- (1) 理事（当該事案に利害関係のない者に限る）
- (2) 監事
- (3) 外部の専門家（弁護士、公認会計士等）

2 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

### 第4条（調査の実施）

委員会は、設置の目的に従い、速やかに事実関係の調査を開始しなければならない。

2 委員会は、調査のため必要があるときは、対象者、関係者、及び事務局に対し、次の各号に掲げる協力を求めることができる。

- (1) 書類、記録等の資料の提出
- (2) 事実関係に関するヒアリングの実施
- (3) その他調査に必要な事項への協力

### 第5条（弁明の機会の確保）

委員会は、調査の過程において、対象者に対し事実関係を確認するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

### 第6条（調査報告）

委員会は、調査終了後、遅滞なくその結果をまとめた「調査報告書」を作成し、代表理事

及び理事会に提出しなければならない。

2 調査報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 調査の経緯
- (2) 認定した事実の内容
- (3) 禁止行為（規程違反）の有無に関する見解
- (4) 懲戒処分の要否及びその種類に関する提言

#### 第7条（秘密保持）

委員会の委員及び事務に従事する者は、調査の過程で知った情報を正当な理由なく外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第8条（事務局）

委員会の事務は、当法人の事務局が担当する。ただし、事案の内容により事務局員が調査対象に含まれる場合等は、理事会が指名する者がその事務を行う。

#### 第9条（解散）

委員会は、第6条の報告を行い、理事会が懲戒処分の要否を決定したときをもって解散する。

#### 第10条（細則の改廃）

本細則の改廃は、理事会の決議によって行う。

#### <附 則>

- 1 この細則は、令和8年2月10日に制定し、同日より施行する。